

議第58号

三島市総合福祉手当に関する条例の一部を改正する条例案

三島市総合福祉手当に関する条例（昭和45年三島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条の5第4項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条の5第4項第1号の規定は、平成31年10月1日以後に受ける療養及び療養の給付に係る医療費について適用し、同日前に受けた療養及び療養の給付に係る医療費については、なお従前の例による。

平成30年6月12日提出

三島市長 豊岡 武士